

議 事 録

1 日時

令和2年3月31日（火）
午後1時～午後1時30分

2 会場

和歌山市役所 11階 教育委員室

3 出席者

【教育長及び委員】

教育長 富松 淳
委員 藤本 禎男
委員 波床 昌則
委員 打田 雅子

【事務局職員】

教育局長	津守 和宏	学校教育部長	中北 晴美
教育政策課長	中村 保	教職員課長	梅野 作治
教職員課副課長	竹内 伸之	教職員課専門教育監	西谷 宣昭
教育政策課総務政策班長	楠本 佳章	教育政策課事務副主査	若林 拓也

4 開会宣示

富松教育長が、開会を宣示。

5 署名委員指名

署名委員に波床委員を指名。

6 議案

富松教育長

本日は、議案が3議案となっています。

議案第86号及び議案第87号については、会議規則第5条第1号に当たるもので、秘密会が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

富松教育長

異議なしと認め、議案第86号及び議案87号については、秘密会とします。

議案第 85 号 和歌山市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の制定について

富松教育長

それでは、まず初めに、議案第 85 号「和歌山市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の制定について」説明をお願いします。

梶野教職員課長

議案第 85 号「和歌山市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の制定について」説明いたします。

資料 1 ページ趣旨書をご覧ください。

制定の趣旨は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法いわゆる給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)第 7 条が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、令和 2 年 1 月 17 日に告示された公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針についても同日に適用されることにより、同指針に基づき給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)第 2 条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることを目的として、在校等時間の上限方針を定めることが必要となるため、本規則を制定するものです。

主な内容は、働き方改革における勤務時間管理の徹底と上限ガイドラインの制定であり、在校等時間を把握し、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、在校等時間の上限を 1 か月について 45 時間、1 年について 360 時間とするものです。また、突発的な場合の上限時間等を 1 か月について 100 時間未満、1 年について 720 時間等を定めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議ください。

富松教育長

働き方に関わることで、1 か月 45 時間、1 年で 360 時間が義務付けされたことに伴うものでございます。

何か、ご質問はございませんか。

波床委員

時間外在校等時間という表現で、在校等の等というのは何を意味するのですか。

梶野教職員課長

在校等というのは出張、外出、クラブの時間等、全て含めて在校等時間ということで、学校にいる時間だけではないということです。

波床委員

ありがとうございました。

富松教育長

他に何かご質問はございませんか。よろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、ただいまの議案第85号について採決を行います。

原案どおり承認してよろしいですか。

委員一同

はい。

富松教育長

それでは、原案どおり承認します。

続いて秘密会となりますが、秘密会に入る前に「その他」で何かありませんか。

7 その他

中村教育政策課長

今回の教育委員会定例会の日程について、報告をさせていただきます。日時は令和2年4月7日（火）午後1時30分から教育委員室で開催しますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

富松教育長

他に何かございませんか。

ないようですのでこれより秘密会に入ります。

議案86号ですが、人事案件に関することですので、関係職員以外の方は退室願います。

8 非公開事案

—以下『』部分については非公開とする—

議案第86号 人事案件について

『非公開』

議案第87号 人事案件について

『非公開』